

仕 様 書

1 件 名 廃棄物梱包業務委託

2 業務目的

ハイテクプラザ会津若松技術支援センターにおいて廃棄を予定している機器（別紙のとおり）に含有するアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等の関係法令において定められた方法により確実に除去する。

3 履行期限等

(1) 履行期限

令和7年12月26日（金）

(2) 作業時間

ア 業務の具体的な実施日時については、事前に発注者と調整すること。

イ 業務は、原則として次に掲げる日を除いた日の午前9時から午後5時までの間に行うものとする。

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

4 業務内容

(1) 事前準備

ア 現地調査

受注者は、契約締結後速やかに搬出場所等の現地調査を実施すること。

また、次に掲げる処置を講じる必要がある場合には、事前に発注者と協議し、受注者が責任をもって対応すること。

(ア) クレーン等の重機で吊り上げ作業を行う場合における、作業位置、作業スペース及び立ち入り禁止区域の設定

(イ) 扉の取り外し、配管・配線等の撤去及び復旧

イ 法定書類の作成及び提出

工事計画届出書、特定粉じん排出等作業実施届出書等を発注者の確認・承認の下、作成し、官公署に届け出ること。

(2) 除去作業

ア 隔離養生

受注者は、ポリエチレンシートで各施設の床、壁及び天井を隔離養生するほか、搬出口、通路、執務室、その他破損のおそれがあると認められる部分に必要な養生等を施すこと。この場合、防火扉、消火栓、消火器等の防火設備及び消防設備に弊害がないよう留意すること。

イ 除去方法

あらかじめ粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した上で、グローブバッグ使用による掻き落とし又は含有箇所前後での切断、その他の方法により確実に除去すること。

なお、一連の作業に当たっては、セキュリティゾーンを確保し、集塵・排気を徹底した上で、防護服を着用して作業をすること。

ウ 原状回復

養生を行った部分について、受注者の作業により破損又は汚れ等が生じた場合には、発注者の指示に基づき、受注者の責任において原状回復を図ること。

また、受注者は、関連事業者が必要とする場合には、関連事業者の養生の使用を認めなければならない。この場合、関連事業者の作業に起因して生じた施設の破損又は汚れ等は、関連事業者の責任において原状回復を図ること。

エ 労務管理

受注者は、作業員に対して「作業区分、内容、手順、人数の確認」、「有資格者の確認」、「資機材の確認」及び「廃棄物置き場の確認」を徹底させること。

(3) 梱包作業

受注者は、搬出予定廃棄物を飛散性と非飛散性とに区分し、計量した後、耐水性材料で二重に梱包すること。

また、この作業で使用した資材（養生シート、フィルター等。以下「使用済み資材」という。）についても同様の方法で梱包すること。

なお、除去したアスベスト、アスベスト除去済機器及び使用済み資材（以下「搬出予定廃棄物」という。）については、施設内の発注者が指示した場所に集約すること。

(4) 作業後の現場清掃、養生残材等の回収

受注者は、梱包作業後に現場の清掃、検査（目視確認）を行い、養生資材等を撤去すること。

なお、清掃用具は受注者が用意するものとする。

(5) 完了報告書の提出

受注者は、業務が完了した後、速やかに、報告書（様式任意・作業の過程を撮影した写真を掲載）を作成し、発注者に提出すること。

(6) 履行の確認

本業務は、履行の確認のための検査に合格したときをもって完了するものとする。

なお、検査の結果、収集・運搬事業者への引き渡しまでの間に不具合があった場合には、受注者はこれに対し、誠意をもって対応すること。

(7) その他

本仕様書に記載がない事項で、業務の履行上必要な軽微な作業は、発注者の指示に従い、契約金額の範囲内で実施すること。

5 業務に当たっての留意点

(1) 自然災害時の対応

天変地異等の自然災害で業務を行うことが困難と思われる場合には、受注者は、発

注者との協議の上その指示に従うこと。

(2) 発注者との連携

統括責任者、作業責任者等は、発注者及び職員と常に密接に連携を保ちながら業務を履行するものとし、作業工程、作業内容等の変更が生じる可能性がある場合は、速やかに発注者へ報告すること。

(3) 光熱水費等

業務履行に伴う光熱水費は、受注者の負担とする。

6 事故防止と保障

受注者は、本業務の履行に当たって、関係法令等を厳守し、事故及び災害の防止に万全を期さなければならない。

万一、次に掲げる事故が生じた場合の損害賠償に対応できる保険に予め加入すること。

(1) 第三者、来庁者、職員及びその関係者、受注者の作業員の人身に及ぶ事故

(2) 作業車両等による全ての車両事故

(3) 敷地内の外構、道路及び植栽並びに建物及び付随する設備に対する事故

(4) 施設内の機器（廃棄予定の機器を含む。）の損傷、紛失等の事故

(5) その他受注者の管理責任に基づく事故

7 秘密の保持

受注者は、別記の個人情報取扱特記事項を遵守するほか、業務履行中に知り得た発注者又は発注者の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

8 再委託

受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

9 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項について受注者は、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

(別紙) 廃棄予定機器一覧

No.	管理 番号	機器名	アスベスト使用箇所	メーカー	型式	機 器 の 設置場所
		(アスベストレベル)				
1	R07 -A01	恒温恒湿器 (飛散性レベル2)	冷却モーターファン	エスベック (株) 旧タハイエスベック (株)	PR-2FT	1F 車庫
2	R07 -A02	熱処理炉 (非飛散性レベル3)	炉壁面の断熱材 (含有)	(株) いすゞ 製作所	CL-15S	1F クラフト工房 (作業スペース)
3	R07 -A03	保冷库 (非飛散性レベル3)	① ガasketゴム (含有： コンプレッサー内のバル ブプレート) ② ガasketゴム (含有： コンプレッサー外部の接 続用ゴム)	三洋電機	MPR -411FRS	1F 食品資源素材化 室
4	R07 -A04	培養器 (非飛散性レベル3)	ヒーターパッキン	トーマス科学器械	TRL -S050	2F 微生物培養・保 存室